

8. 舞鶴市上下水道事業審議会

本市の水道事業及び下水道事業の経営や各種施策の推進等について、使用者の意見や要望、学識経験者の評価や助言を取り入れ、事業運営等の妥当性、客観性、透明性を高めるとともに、市民の視点に立った事業推進を図ることを目的とし、平成29年3月に舞鶴市上下水道事業審議会条例を制定し、平成29年4月に同審議会を設置しました。

1 事務内容

市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査・審議し、答申する。

2 委員

次に掲げる者のうちから市長が委嘱（委員9名を委嘱）

- ① 学識経験を有する者
- ② 水道又は下水道の使用者
- ③ その他市長が適当と認める者

3 任期

令和6年10月31日まで

4 令和5年度開催状況

回数	開催日	開催場所	審議内容
第1回	2月20日	舞鶴市役所 大会議室	・ 上下水道事業の決算状況 ・ 水道施設の更新について ・ 下水道施設の更新について ・ 能登半島地震災害派遣に係る給水活動報告